

令和2年11月10日
不動産・建設経済局建設業課
総合政策局公共事業企画調整課

施工管理技術検定試験に関する不正防止対策について ～「技術検定不正受検防止対策検討会」提言とりまとめ～

国土交通省は、施工管理技術検定試験において不正受検が連続して発生したことを踏まえ、有識者による「技術検定不正受検防止対策検討会」を設置し、同検討会の提言がとりまとめられましたので公表します。引き続き、指定試験機関と協力し、実施可能なものから対策を実行するとともに、対策の具体化が必要なものについても、導入に向け速やかに検討に着手します。

1. 不正事案の概要

昨年12月以降、国家資格である施工管理技術検定試験において、複数の企業の社員が、不正に受検し、施工管理技士資格を取得していたこと、また、不正に取得した同資格に基づき技術者として配置されていたことが明らかになりました。

2. 「技術検定不正受検防止対策検討会」の提言（概要は別添資料参照）

施工管理技士資格は、建設業法で設置を求めている技術者の要件となっているなど建設工事の適正な施工の確保の上での重要な資格あることを踏まえ、不正受検の防止のため、有識者による「技術検定不正受検防止対策検討会」を設置し、再発防止対策等について検討して参りました。

（提言の詳細については、技術検定不正受検防止対策検討会のページに掲載）

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000185.html

3. 国土交通省の取り組み

指定試験機関と協力し、令和3年度の受検申請からチェックリストを導入するなど、実施可能なものから対策を実行するとともに、悪質な不正に対するペナルティの強化や、所属企業ごとに実務経験の証明を求める方法への見直しなど、対策の具体化が必要なものについても、導入に向け速やかに検討に着手します。

（1）理解不足による申請ミスの防止対策

①実務経験証明者による受検者の経歴等の根拠資料の保有の周知徹底

証明者となる企業に対し、証明に必要な根拠資料の保有を速やかに周知。

②所属企業ごとに実務経験の証明を求める方法への見直し

受検者への不利益が生じないように負担軽減策を検討した上で、所属企業ごとに実務経験の証明を求める方法へ見直し。

③「受検の手引き」の記載内容の改善

受検者及び証明者の理解不足による申請ミスの防止のため、指定試験機関が作成する

「受検の手引き」について、令和3年度試験から記載内容を改善。

④チェックリストの活用

実務経験証明におけるミスや認識不足を避けるために確認すべき項目や、間違いやすい項目をまとめたチェックリストについて、令和3年度試験から受検者及び証明者の双方に対して提出を求めることを導入。

(2) 受検者及び証明者による虚偽申請の抑止

①受検申請書類の電子申請化と既存データベースとの連携

種目間の実務経験の重複チェックや、既存データベースを活用した実務経験確認などを目指し、技術検定の受検申請についての電子化の取り組みを加速化。

②試験問題の見直し

指定試験機関と協力し、実地試験における経験記述について、出題分野や設問内容の多様化を進めること等により、受検者が模範解答例の暗記では解答できないような問題へと見直しを検討。

③実務経験の証明に関する立入検査の実施

建設業法令遵守推進本部活動に基づく立入検査において、今年度から実務経験の企業の証明についても検査対象としたところであり、適切に実務経験の確認が行われていない場合には速やかに指導、勧告を実施。

④企業名公表

企業による証明の重大な不備や、不正に資格を取得した者の現場配置などで、社会的な影響が大きい事案が確認された場合は、国土交通省が企業名を公表。また、企業側に客観的な原因分析結果や再発防止策の公表を指導。

⑤企業へのペナルティの強化の検討

建設業法に基づく監督処分 of 厳格化や罰則の適用の可能性について検討。また、監督処分の厳格化の検討にあわせて、公共工事における指名停止についても、より長期の期間の適用を検討。

<問い合わせ先>

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課

企画専門官 竹村 (内線 2 4 7 4 3)

技術検定係長 久原 (内線 2 4 7 4 4)

TEL : 03 (5 2 5 3) 8 1 1 1 (代表)

03 (5 2 5 3) 8 2 7 7 (直通)

FAX : 03 (5 2 5 3) 1 5 5 3

「技術検定不正受検防止対策検討会」について

- 複数の企業において、社員が所定の実務経験を充足していない状況で技術検定を受検し施工管理技士の資格を不正に取得。また、これらの社員を監理（主任）技術者等として配置する事態が発生。
- これらの事態を踏まえ、令和2年8月に「技術検定不正受検防止対策検討会」を設置し、技術検定における受検プロセスにおける課題を把握し、講ずべき防止対策の検討を開始。同年10月の第4回検討会にて提言をとりまとめた。

委員

伊田 登喜三郎	一般社団法人全国建設業協会 協議員（建設生産システム委員会委員）	田中 日出男	一般社団法人日本電設工業協会 技術・安全委員会委員
◎遠藤 和義	工学院大学副学長・建築学部建築学科教授	丹羽 秀夫	公認会計士・税理士
釜石 英雄※	厚生労働省人材開発統括官付能力評価担当参事官（第1, 2回）	野下 えみ	弁護士
北内 正彦	一般社団法人日本建設業連合会常務執行役	藤原 正秀	京都府建築施工管理技士会会長
木下 誠也	日本大学危機管理学部 教授	吉田 哲也	一般社団法人建設電気技術協会理事
楠 茂樹	上智大学大学院法学研究科教授	渡邊 隆	一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会理事
芝 一治	一般社団法人日本空調衛生工事業協会副会長	山地 あつ子※	厚生労働省人材開発統括官付能力評価担当参事官（第3, 4回）

※釜石英雄委員は9月15日に委員を退任し、山地あつ子委員が新たに就任された

（五十音順、敬称略 ◎座長）

検討会での検討事項

- ①受験前、②受検申請・審査時、③受検時、④受験後の4つのプロセスにおいて講ずべき防止対策を検討
- ・実務経験の確認方法の改善、認識不足防止等について
 - ・虚偽申請の抑止策、試験内容の見直しについて
 - ・不正受検等に対するペナルティに関する考え方について

スケジュール

令和2年	8月	4日	第1回検討会
令和2年	8月	31日	第2回検討会
	10月	9日	第3回検討会
	10月	29日	第4回検討会（提言とりまとめ）
	（11月）	10日	提言公表



（第1回検討会）

技術検定不正受検防止対策検討会【提言】 概要

1. 本検討会の設置目的

- 複数の企業において、職員が技術検定で実務経験に不備のある状況で不正に受検、施工管理技士を取得し、監理（主任）技術者等として配置する事態が発生。不正受検事案の発生原因等を踏まえ、不正受検の防止対策について検討を行い、提言として公表する

2. 不正受検事案の概要と課題

（課題1）受検者・証明者の理解不足・認識不足等

- 認められない工事の申請、他の技術検定との実務経験の重複（建設機械を除く）等。証明者も内容を確認・理解せずに証明、工事経歴等の記録・管理が不十分

（課題2）受検者・証明者による虚偽・不正

- 経験しない実務経験による受検申請や経験問題の解答の不正指導、証明印済みの実務経験証明書を受検社に配布。不正受検を行った場合、証明者に対してのペナルティの規定がない

3. 技術検定不正防止対策の提言

（1）理解不足による申請ミスの防止対策

① 証明者による受検者経歴等の根拠資料の保有の周知徹底【◎】

- ・ 実務情報を適切に記録・管理するよう周知する

② 所属企業ごとに実務経験の証明を求める方法への見直し【○】

- ・ 信頼性向上のため、実務経験要件を満たすための期間について、所属企業ごとに証明を求める方法に見直す
- ・ 導入に当たっては、周知期間の確保、旧所属企業の役割の明確化など、受検者への負担軽減を検討し、十分な周知を図る

③ 「受験の手引き」の記載内容の改善【◎】

- ・ 理解不足・ミス等の防止のために、受検資格や実務経験の要件、実務経験期間の重複禁止等を分かりやすく記載する

④ チェックリストの活用【◎】

- ・ 確認すべき項目や間違いやすい項目をまとめたチェックリストを活用、このチェックリストを受検者・証明者が確認し提出

（2）受検者及び所属企業による不正の抑止

⑤ 受検申請書類の電子申請化と既存データベースとの連携【○】

- ・ 電子申請を促進し、試験機関間で受検者情報を共有することで、実務経験の重複確認、既存DBとの連携による申請手続きの簡素化を図る

⑥ 試験問題の見直し【○】

- ・ 実地試験における経験記述の出題分野や設問内容の多様化を進めることにより、受検者が暗記では解答できない問題に見直す

⑦ 実務経験の証明に関する立入検査の実施【◎】

- ・ 立入検査の結果、適切に実務経験の確認が行われていない場合には、速やかに指導、勧告を行うなど是正させる

⑧ 企業名公表【◎】

- ・ 社会的な影響が大きい案件については、国交省から企業名を公表、企業側にも客観的な原因分析結果や再発防止策の公表を求める。

⑨ 企業へのペナルティの明確化【○】

- ・ 悪質な事案については、監督処分 of 厳格化や罰則の適用の可能性などペナルティの強化策について検討する
- ・ 虚偽の証明を行い不正合格者を技術者としている場合、建設業法上の処分・告発の対象になり得る旨、実務経験証明書に記載する

【◎】 令和3年度中に導入 【○】 今後検討を踏まえた上で導入